

## 平成29年度予算編成方針

習志野市長 宮本 泰介

### 1. 社会経済情勢と国の動向

我が国の経済は、平成28年10月の内閣府の月例経済報告では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としている。しかし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復に向かうことが期待される。」も、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

このような中、8月2日に「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が閣議了解され、「平成29年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針2016』を踏まえ、引き続き、『同基本方針2015』で示された『経済・財政再生計画』の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。」とし、「歳出全般にわたり、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

### 2. 本市の状況と財政見通し

本市は、これまで「文教住宅都市憲章」に基づく、市民本位のまちづくりを継続する一方で、厳しい状況下においても、持続可能な行財政運営を目指し、継続的に経営改革に取り組んできた。現在は、平成26年度に新たにスタートした基本構想の下、将来都市像を実現するための3つの目標を下支えするため、「自立的都市経営の推進」に取り組んできたところである。

平成27年度の普通会計決算を概観すると、歳入では、景気回復の影響や奏の杜地区の居住者増加等に伴う納税義務者の増加をはじめとした、自主財源の根幹となる市税収入が増収となったほか、消費税等の税率改定影響額が通年ベースで収入されたことにより、地方消費税交付金が増加した。こうした中、毎年度定例的に収入され、その用途に制約がない経常一般財源は前年度を上回った。一方、歳出においては、生活保護、障がい福祉、子育て支援などの扶助費が前年度より約5億円増加するなど、毎年度定例的に支出される経費が前年度より増加し、経常収支比率は、前年度に比べ改善したものの、91.7%であり、依然として財政構造は硬直化しているといえる。

今後の本市を取り巻く財政環境は、歳入では、現在は、奏の杜地区などの人口増等により、市税を中心に安定した税収環境となっているが、市税は社会経済情勢に大きく影響を受けるものであり、また、増収となっても普通交付税が減額となることなどから、経常一般財源の伸びについては大きな期待ができないところである。さらに、少子高齢化の急速な進展は、担税力のある世代の減少による将来的な市税収入の減収と、医療や介護、子育て支援などの需要増大による社会保障関係経費の大幅な増加が予想される。加えて、一時期に集中して建設し、老朽化した多くの公共施設の再生に向け、多額の財政需要が見込まれ、その財源として発行する市債の償還に係る将来的な負担は確実に増加することから、義務的経費の増加は避けて通れない状況である。これらは、経常収支比率の上昇を招き、硬直化した財政構造下において、厳しい財政運営を余儀なくされることが容易に想定される。

### 3. 予算編成の基本方針

平成29年度は新庁舎が竣工し、公共施設の再生に向けた取組が本格化するなど、習志野市の新たな歴史が始まる年である。また、前期第2次実施計画のスタートの年であり、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策の確実な達成に向け、取り組んでいく。よって、以下の項目を重点事項として予算を編成する。

- ・ 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること
- ・ とともに安心を築く危機管理・安全対策と暮らしを支える都市基盤の整備を推進すること
- ・ 子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること
- ・ 未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること
- ・ 公共施設再生計画に基づき、公共施設再生を推進すること
- ・ 第一次経営改革大綱の着実な実行により、財政健全化を推進すること

### 4. 平成29年度予算編成に向けて

この重点事項を具現化するためには、徹底した財源確保策を進め、“選択と集中”、すなわち、「投資額に見合う行政効果」を踏まえ、「既存事業の徹底した見直し」、「より必要な政策への財源投資」を確実に実施し、最も効率的に予算を配分していくことが必要不可欠である。

平成29年度予算編成は、経常的経費は庁内分権型予算による配当方式とし、臨時的・政策的経費は各部からの要求に基づく積み上げ方式とする。ただし、配当方式による経常的経費についても、既存事業をゼロベースから見直すこととする。

さらに、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」、「最少経費、最大効果の原則」、「総計予算主義の原則」など、財政規律を遵守し、改めて分権型予算の趣旨を鑑み、各部長の責任において予算編成に取り組まれない。

なお、職員は特に以下に掲げる事項を十分踏まえた上で予算編成に取り組むこと。

- ・ 事業開始後長期間が経過し所期の目的を達成した事業や時代に合わない事業、近隣市との横並び事業や、費用対効果・優先度の低い事業については徹底した見直しを行うこと
- ・ 職員自らが、担当する事業や施設のコストを意識し、必要性、有効性、将来の影響等を再検証し、効率的・効果的な事業執行が図れるよう精査すること
- ・ 事業構築にあたっては、事業経費は事業執行に伴う人件費を含めたものであり、その主な財源は市民からの税金であることを十分認識するとともに、目先の事象にのみとられることなく、事業化後のあらゆる影響を視野に入れ、より具体的な数値を用いて費用対効果を分析し明らかにすること
- ・ 扶助費については法令等に基づく事業を原則とし、市単事業や上乗せ給付等について、給付水準や助成対象等の見直し検討を行うこと
- ・ 国等の平成29年度予算編成の動向を注視し、補助制度の改正等に的確に対応すること
- ・ 市税等の収納率の向上、未利用地の有効活用、ネーミングライツ、寄附金など、財源確保に資することについては積極的に検討すること

以上、「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」の実現を目指し、職員全員が能力と叡智を十分に発揮し、予算編成に取り組むことを期待する。